公立大学法人秋田公立美術大学副理事長等の任期に関する規程

平成25年4月1日 規程第34号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学の副理事長および理事(以下「副理事長等」という。)の任期について定めるものとする。 (副理事長等の職務)
- 第2条 副理事長等の任期は、2年とする。ただし、副理事長等の任期の 末日は、当該副理事長等を任命する理事長の任期の末日を超えることが できない。
- 2 補欠の副理事長等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事長が欠員となった場合の副理事長等の任期の末日は、前2項の規 定にかかわらず、後任の理事長が任命される日の前日とする。
- 4 副理事長等は、再任されることができる。(委任)
- 第3条 この規程に定めるもののほか、副理事長等の任期に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。